令和８年度第２回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会　会議録

◇日時

令和８年10月１日（木）　13:30～14:50

◇場所

三木市立教育センター４階大研修室

◇次第

１　開会
２　あいさつ
３　協議事項
　（１）第５期三木市障害者基本計画の評価について
　（２）第６期三木市障害者基本計画、第８期三木市障害福祉計画、第４期三木市障害児福祉計画の素案について
４　その他
５　閉会

◇資料

・次第
・三木市障害者計画等（素案）
・第５期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート
・令和８年度第１回三木市障がい者福祉検討部会会議録
・令和８年度障がい者福祉検討部会委員名簿

◇議事要旨

１　開会

ただいまより令和８年度三木市社会福祉審議会第２回障がい者福祉検討部会を開催します。委員の皆様にはご多忙な中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。最初にご了承いただきたいのですが、本日の会議は議事録の作成のため録音をしておりますことをご了承ください。それでは開会にあたり、部会長よりご挨拶をお願いいたします。

２　あいさつ

部会長

皆様こんにちは。この部会では７月にアンケート調査結果と計画の骨子案を検討いただきました。その後今回が第２回となりますが、現行の計画の評価と今後の計画の素案ということでご検討いただきます。今日も枚数の多い充実した資料をいただいていますが、私たちが呼ばれている理由は、数字からだけではなく、障がいのある方及びその家族の方が、「三木市で暮らしてよかった、少しでも暮らしがよくなってきた。」と感じられる計画となるようにすることだと思います。ご検討をよろしくお願いします。

事務局

続きまして、本日の審議会の成立について報告します。この検討部会は 13 名の委員で構成された審議会でございまして、本日は９名の出席をいただいております。半数以上の出席をいただいておりますので、条例第７条第２項の規定により、会議が成立していることを報告いたします。次に、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

事務局

これより議事に入ります。議事進行につきましては、部会長にお願いすることになっております。よろしくお願いいたします。

３　協議事項

（１）第５期三木市障害者基本計画の評価について

部会長

次第に沿って進めてまいります。協議事項の（１）第５期三木市障害者基本計画の評価について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料に基づき説明】

部会長
　ただいまの説明の内容について、ご質問、ご意見があればお願いします。

A 委員
　シートの 14 ページの福祉サービスの実施というところで、一番上で評価はＡになっているのですが、今後の方向・課題方針のところで、前回会議でも相談支援事業所について言及させていただきましたが、市内利用は増加しているけれども、利用の増に間に合っておらず、市外の利用が増えている、市内の状況がよくわかる相談支援事業所が必要という話だったと思います。三木市としてこの課題について今後どのように考えようとしているか、検討の方向性についてお伺いしたいと思っています。

事務局
　現在、市の方から市内にある事業所に対して現状のお知らせをし、相談支援事業所を新たに開始できないか働きかけています。今後、少しでも多くの方が市内の事業所を利用できるよう話をしており、正式な決定に至っていませんが、前向きな検討をいただいている事業所があります。少しでも解消につながるよう今後も取組を進めていきたいと思っています。

A 委員
　追加で情報をお伝えしたいのですが、神戸市で相談支援事業所を立ち上げるにあたり相当な力を入れていると聞いている。新規の事業所の立ち上げにあたり、１年間の人件費を補助するというダイナミックなことをされています。また、相談事業所がどのような状態で受け入れ可能なのか、どういう方が相談支援事業所で受け入れが難しいのか、毎月アンケートをしており、既存の事業所についてもなぜ人材が増えているのかどうかといったところの細かい把握をしながら、相談支援事業所が増えていけばと願っています。今後ともよろしくお願いします。

B 委員
　12 ページの３段目で障がいのある方の就労相談の実施について、以前は障害者相談支援員がいたのに今はいないということのようですが、なぜ以前はいたのか、これから置く必要がないか、置かないのならどういう取組に代わるのか教えてほしいです。

事務局
　当初は三木市で相談支援員を置いて活動していたと聞いているが、派遣元が人材不足で、三木市に派遣をして事業を継続するのが困難となったこと、基幹相談支援センターが立ち上げられ、障がい者の基本相談として、就労を含めてあらゆる相談に対応する体制ができていることや、基幹相談支援センターからハローワークや北播磨就業・生活支援センターにつなげていく努力をしておりますので、三木市としては基幹相談支援センターを中心にこれまでの取組を続けていきたいと考えています。

B 委員
　就労について相談を受けることがあり、どこに相談したら良いかと思っていました。一人でハローワークに行くのも勇気がいることですし、なかなか継続もしないところですので、まずは第一義的な相談として基幹相談支援センターを紹介するということで良いでしょうか。

事務局
　そうなります。

部会長
　今の話をこの評価に盛り込むことはできないでしょうか。どのような取組に変わったのか、それでどのような効果が出ているのかについて。

事務局
　全ての就労というより、就労系のサービスの充実と聞いており、そちらに第一窓口として相談を受けてからつないでいく、という書き方であれば可能だと考えています。

部会長
　つないでいくということだけでも載せていくということで B 委員いかがですか。

B 委員
　そうですね。載せてもらえるとありがたいと思います。

部会長
　他にご意見等はないでしょうか。

B 委員
　自分の首を絞めるような話ですが、就学前の子ども、５歳児健診などを含めて就学前の子どもで支援が必要、障害があるといったことは健康増進課や子ども福祉課でのモニタリングなどで洗い出しをして、それがにじいろにつながっていくということは体制上できていると思います。しかしそこで疑い程度だった子どもが、就学してやはりしんどかった、という場合に、どちらで診断や検査をしてもらったり、フォローをしてもらうのかということが、なかなか三木市の体制として十分ではないというか、どういう体制で進めていくかが形として見えてこないということがあるように思います。そういう就学後のフォローについて、私も教育センターにいたのですが、基本的にはこういうことはどこがすることになると市は認識していると考えたら良いでしょうか。なぜそれを聞くかと言えば、就学した子どもがやはりしんどいので支援学級を使いたい、そうすると支援学級に入るにあたり、昔なら文言でこういう子どもなので入りたい、としていましたが、現在支援学級の子どもが増えており、数値での発達検査の結果などが県においても求められるようになっています。しかし、発達検査をどこで受けられるかと言えば、就学した子どもについては近くの病院では受けられるところがないです。心理士がいるところで集中的にできるところと

言えば、小野や明石にはあるのですが、三木にはないので、発達検査をやってくれるところを保護者が探さなければなりません。どこが担っているかが宙に浮いた形になっています。私の後任の教育センターの職員が困っているところです。そういう就学後の相談場所として、教育センターもあるのですが、そこだけで全てを賄うのか、拡大した方が良いのか、別機関があった方が良いのか、考える必要があるのではと思っています。

部会長
　例えば母子保健体制は一貫した流れができています。ここでも対象者に対して一貫した流れを作ろうとしているかどうか、ということが必要だと思う。継続的な一貫した体制図が必要です。

事務局
　今ご指摘のことは課題であると個人的に感じています。就学までについては子ども福祉課が担当で５歳児健診もあって充実していますが、就学後の子どもの相談が非常に増えています。小学校に入ったけれども学習面で厳しくなり、検査を受けたい。ただその場がなくて困っているという現状があり、どこで支援していくかが一番良いのかということで、にじいろの地域支援の係で学校の先生や保護者等と相談しながら、その子どもに一番良い方法を検討して対応している状況です。

部会長
　貴重な意見でしたので、また検討して対応してもらえると良いと思います。

（２）第６期三木市障害者基本計画、第８期三木市障害福祉計画、第４期三木市障害児福祉計画の素案について

部会長
　それでは続いて、協議事項の（２）第６期三木市障害者基本計画、第８期三木市障害福祉計画、第４期三木市障害児福祉計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局
【資料に基づき説明】

部会長
　２点ほど確認させてください。素案という言葉と、案という言葉がありましたが、どのような段階を踏んで次の計画が決まっていくでしょうか。

事務局
　計画の形になっておらず、大枠の形や方向性を示したものが計画骨子です。計画素案とは計画骨子に文章や表を差し込んで大まかな計画の形をしているもので、いわゆる叩き台のことで、皆

さんの意見を反映しやすい状態です。計画案は計画素案に修正や追加を行ったもので、委員の皆様の意見を反映し整えたもので、その後パブリックコメントを経て、最終的に案を取って公表する計画となります。

部会長
　時間も気にしながらですが、事務局が特に皆さんから意見をいただきたい点というのはどうなるでしょうか。

事務局
　今までの説明は数値に基づいたことだけで、それらしい説明になりましたが、あくまで数字だけを見てのものですので、実際に皆様が現場で関わられている中で、または専門的なお立場から、ここはこうした方が良い、現状こうなっているというアドバイスをいただければ、今後の検討資料とさせていただきたいと思います。

部会長
　その場合は、見込み量やトレンドも見直してもう一度案を出すということでしょうか。

事務局
　検討して採用できる内容であれば次の案でお示しできればと思います。

C 委員
　障害支援区分認定審査会で十何年審査を続けてきましたが、発足当初よりずいぶん案件が変わっています。特に気になるのが 65 歳以上の介護保険を使われている方で、介護保険で足りない分を障害区分で利用するといったことです。例えば生活介護ですが、審査会でも本当にこれで良いのだろうかと検討して、場合によっては認めないこともあります。しかしこれで良いのかという話になります。例えば圧迫骨折で歩けないけれども認知症もなければ、それほど介護度は上がらないですが、自宅で一人で暮らしていきたいというときに、障害区分２、３をもらってヘルパーに来てほしい、こういうものを認めていって良いのか、認めるとサービス量も大きく変わります。今後高齢者も増えてくるので、障がい者のサービスはしっかり障がい者のサービスにするなど、きちんと線引きをしなければ将来が怖いという気がします。当初は脳性麻痺や難病、交通事故で脊髄損傷の方、といったことが中心でしたが。最近は高齢の方が増えています。市の方にもその余裕があるのか、できるだけ公平にしたいので、一人に認めれば他も認めることになります。公平なサービスの支給という観点から、ガイドラインを作っていただければと思います。

事務局
　障害福祉サービスは基本的に 65 歳までということになってはいますが、介護保険を使っている方でも、介護保険のサービスで賄いきれない状況で支援が必要な方について、障害福祉サービスで同等の、ヘルパーさんもそうですし、通所系のサービスもそうですが、障害福祉サービスから支給することができないわけではないことになっています。しかし、そういうケースが増えてい

るというのも事実で、どうしたものかと審査会の事務局としては悩んでいます。ご本人が単身で介護のサービスも使いながら、しかしそれでは賄えない、生活できない状況ということで、申請を受け付けして審査会に挙げている状況です。年齢制限については、国から一律にダメですよ、とは言えない状況になっており、全く受けないということもできないと考えています。

部会長
　今のお話について何かございますか。

副部会長
　そのあたりが三木市だからできることというか、神戸ならバッサリ 65 歳で切られます。ケースに応じて、一人一人に向き合って審査していただいている。ただ、あの人もだからうちも、ということではよくよく審議されていることだと思います。皆さん納得して受けられているなら公平にされていると思いますし、私も神戸から三木に引っ越してきましたので、子育てするのに三木は良いといわれるというのは、いろいろと柔軟にこまめに対応していただけているのは実感していますので、三木市が策定委員会で一人一人に寄り添っていただいているのは障がい者の母親として思います。

部会長
　今のことでも他にもご意見があればお願いします。

D 委員
　計画相談の話で事業所が不足しているということですが、人が不足しているところがたくさんあり、交渉して手を挙げていただけているのはよかったと思いますが、それを持続するのが大変になります。神戸市はセルフプランになっているので、その点では北播磨地域は非常に助かっています。神戸市は退院するときにつなぐところがなくて、その点は助かっているのですが、相談支援をやっていく側としては人の問題、ついてはお金の問題も出てくるので、補助なども予算的に考えられるなら、必要だと思います。簡単なことではないと思いますが。他市では福祉人材の確保のために社協と協力して実習生の受け入れに補助を出して、実習してもらうといった取組があると聞いています。人の確保は我々も医療福祉の現場もどんどん若い人は減っています。若い人は企業に流れてしまって、医療や福祉で給料低くても頑張るだろうと思ってしまうのですが、学校でも資格を取るコースが定員割れしている状況です。今の計画相談の事業所で計画を立てるのは継続してほしいですが、現場を考えるとセルフプランも頭をよぎります。それは当事者のためにならないので、やはり事業所、人の確保が必要だと思います。今後どんどん人は減るので、先々考える必要はあるのかなと思います。ＡＩを活用するなども考えられると思いますが、それでも人の確保は必要です。この６年の間に、先を見た人の確保についても行政で考えられるなら検討に加えていただければと思います。

部会長
　せっかくの機会ですし、現場の声をと事務局からもありました。よろしければお一人ずつお願

いできますでしょうか。

E 委員
　計画相談の支援者が少ないという問題で、うちも計画相談をさせていただいています。担当できるのが半年で 40 件までしか請求できないです。担当者が全体で 120 件以上持っているので、半年で平均 40 件というのはオーバーギリギリです。今年度 0.5 人増やして、資格を取れればもう少し計画相談をできるようにしたいと思っていますが、施設全体で職員数を確保するのが難しくなっています。0.5 人も本体の職員を取ってくる予定ですので、本体が傾くとそれも難しくなったり、現在担当している職員が定年した時にいなくなると、今持っている以上に件数を増やしてしまうと、 1 人減った時にカバーできるかという問題もあり、施設全体の収入や職員配置、どの程度相談支援で収入が得られれば人を当てられるかなど、法人全体で考えていく必要を感じています。今のところは 12 月くらいから 0.5 人増やせればと計画していますが、一度に担当を増やすことも難しいので、徐々に進められればと思っています。

F 委員
　計画に反映されるかわからないですが、総量規制の生活介護は市外のサービスを利用している人が多いというのは、市内で賄えずに市外の事業所を利用している人が多いということでしょうか。

事務局
　数値から見るとそういうことのようです。

F 委員
　医療的ケア児のことなど法律もできて充実してきたと思うのですが、子どもはいずれ大人になるので、特別支援学校を卒業した人を受け入れるときに、障がい児の期間の連携は非常によくできていると思うのですが、障がい者になっていくときに、生活介護の事業者も入っていければ良いのにと思ったことがあります。いずれ成人になっていくときに、生活介護を市外で利用しているというのは、医療的ケアの方でうちでも受けられなかったケースがあり、そういう人が外に行っているのかと数字を見て思ったのですが、できるだけ医療的ケアの方も市内で受けられるよう、看護師がいないと利用できない方などは、通常の支援区分で出るお金では、区分６なら医療的ケアがあってもなくても同じなので、三木市で看護師を確保できるようなプラスアルファを考えていただき、市内で医療的ケアのある人が通えるようになればと思いました。

B 委員
　子どもの数は本当に減っていて、学校の数も減っています。そうするとサービスを受ける子どもも減るだろうと思ったら支援学級、支援学校は増えています。学校の 1 階が全て支援学級だったり、半分が支援学級の教員が占めるといったこともあります。大体 10%を超えているというのは異常な数だと思います。計画を立てるときに、子どもが減るからサービスも減るだろうといわれると思いますが、実際はそういかずに着実に増えるだろうと思います。計画を立てる上で非常

に難しいところだと思いますが、学校現場では非常に悩ましく、学校教育が変わっていけばとも思います。学校も含めて、計画という分野での制限もあるでしょうが、一人一人に合わせて柔軟に対応していただいているのはありがたいと思いますし、三木に住んでいてよかったという声は保護者からも聞きますので、これからもよろしくお願いします。

G 委員

直接現場を預かっているわけではないですが、人材不足はどこでもあり、なかなか解決が難しいと思っています。加東健康福祉事務所としては、人材のことではないですが施設の方の研修を年１２回としており、その中で意見交換などできればと思っています。

A 委員

計画のことで、できるかどうかわからないですが、２点お聞きしたいです。53 ページで心のサポーター養成研修がありますが、厚労省の言うものを三木市もということだと思いますが、実際どの程度のイメージの研修なのか詳細がわかれば教えてほしいです。もう一つは、11 ページで人口に占める手帳所持者数の比較で、精神の所持者が全国や兵庫県より三木は少ないというところで、どのあたりが少ない理由になるのかの分析が必要だと思っています。もともと精神障がいのある方は自立支援医療で、受給者証で福祉サービスも利用でき、手帳を取得する必要性が他より低いのではということもあります。精神障害者手帳は写真を付ける付けないといったこともあり、手帳を持つことに抵抗があるといった歴史もあります。しかし本来福祉サービスや各種支援を受けるための確認書類としては必要な、社会参加を支えるための手帳ですので、それが普及していないというのは何か理由があるのではと考えられます。比較するにあたっては、所持者数だけではなく、所持者の割合や増加率を示す必要があると思っていて、そのあたりの背景を示す必要があると思っていますが、そのあたりをお考えでしょうかということが一つです。他の障害と違うのは、三木市の関係要綱があり、精神障がいのある方は１級だけが交通運賃の対象となっており、身体と療育と精神の１種はそれぞれ範囲の中身が違っていて、精神障がいのある方の場合は、交通割引の話でもかなり運動したのですが、１級＝１種としないでほしいと話しましたが、結局１級が１種になりました。１級の方は入院している人も比較的いるのではと想定でき、もう少し細やかな、三木市の運賃助成要綱で、単に１種だからという意味合いで発信しているものではないと要綱を見ると思いますし、社会参加として公共交通を利用できる人として書いておられると思いますので、２級についても助成が必要な方がいるのではないかということを頭に入れながら把握していただければと感じました。

事務局

心のサポーター事業は本当に新たなものでまだ情報が十分入っていないものです。三木市ではゲートキーパーという自殺対策の研修をやっており、心の病に対する声かけなどを学んだ人が1000 人を超えています。これはサポーター事業とは別のものと聞いていますが、今後県や国から研修の案内が来ると思いますので、市職員から受けていって事業所等に広げて家族等の支援につなげられればと思います。２点目は精神障害者手帳取得率ですが、地方の方が低い地域は多く、神戸や大阪、東京などは多い、手帳で有効なサービスは都会よりのサービスにとどまっているの

ではないかということが考えられ、三木市は程よい田舎というところで、県や全国と比べてやや低いという分析にとどまっています。

部会長
一通り皆さんのご意見もいただき、ここまでで議事を終了したいと思います。進行を事務局にお返しします。

４　その他

事務局
　部会長ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりご審議をありがとうございました。第３回は 12 月 14 日の午前中を予定しておりますので、またご案内をいたします。閉会にあたり副部会長よりご挨拶をお願いします。

副部会長
　長時間お疲れさまでした、先日育成会の北播磨地区の研修会がありました。テーマが療育と自立で、子育て世代の方には非常に大事なことで、大人になるために不可欠ですが、学校と家庭と地域資源のトライアングルな情報交換がとても重要になります。三木市と近隣市には豊富な地域資源があって、これをいかに活用できるかということがカギになります。そこで不可欠となるのが調整役となる相談員です。課題にも示されたように不足気味となっていますが、そこさえクリアできれば、もっと住みやすい市になっていくと思います。生きた施策を実現するため、私たちもあらゆる観点から検討していきたいと思います。これで閉会となります。どうもありがとうございました。

５　閉会

以上。